一六　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件　三一　71　六〇五　日号外　ページ

〇消費者庁

一　適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　一二　四

二　特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　一二　四

〇消費者庁、厚生労働省

一　食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件　七　46　四

〇こども家庭庁

一　児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件　二五　62　一三

二　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　三一　71　六〇六

三　児童福祉法第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示の一部を改正する件　三一　特8　四五三

〇こども家庭庁、厚生労働省

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　三一　71　六〇四

三　児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式　三一　71　七一五

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　三一　71　七一五

五　補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件　三一　71　七一五

〇デジタル庁

四　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　三一　71　七一五

〇デジタル庁、総務省

七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三一　71　七一六

八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三一　71　七一六

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する告示　三一　71　七一〇

〇復興庁

一　東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　七　五

〇総務省

七二三　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　三　二

七四　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　四　43　二

七五　情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件　四　43　六

七六　地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件　一〇　一

〃　一七　二

七七　電気通信番号計画の一部を変更する件　一七　53　三

七八　放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件　一八　54　三

七九　放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件　一八　54　八

八〇　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　二一　58　五七

八一　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　二一　58　六〇

八二　電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件の一部を改正する件　二四　60　五六

八三　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　二四　60　五七

八四　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　二四　60　五八

八五　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件　二四　60　六〇